明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令の一部を改正する省令（文部科学八）　一
○液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（経済産業五）　四

〔告　示〕
○租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示の一部を改正する告示（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　六
○資源管理基本方針の一部を改正する告示（農林水産二八二）　七
○建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（国土交通九七）　七
○建設業法施行令第三十七条第一項第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（同九八）　八
○建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（同九九）　八
○建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（同一〇〇）　八
○建設業法施行令第三十九条の規定に基づき、他の法令の規定による免許又は検定若しくは試験及び免除の範囲を定める件（同一〇一）　八

〔官庁報告〕
産業
日本産業規格（経済産業省）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係　一〇
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人農林漁業信用基金、弁理士登録、企業年金基金変更関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、押収物還付、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一一

省令

文部科学省令第八号

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第二号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十九条第一項及び第四項、並びに国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）第十五条第三項の規定に基づき、並びに同法の規定を実施するため、国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十二日

文部科学大臣　萩生田光一

国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二条　［略］ （監事の調査の対象となる書類） **第三条**　機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号。以下「機構法」という。）、国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号。第三十八条において「令」という。）及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。 （業務方法書に記載すべき事項） **第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　機構法第二十三条第一号に規定する基礎研究及び基盤的研究開発に関する事項 二　機構法第二十三条第二号に規定する企業化開発に関する事項 三　機構法第二十三条第三号に規定する成果の普及及び成果の活用の促進に関する事項	**第一条の二**　［同上］ （監事の調査の対象となる書類） **第一条の三**　機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号。以下「機構法」という。）、国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号。第十七条において「令」という。）及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。 （業務方法書に記載すべき事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　機構法第十八条第一号に規定する基礎研究及び基盤的研究開発に関する事項 二　機構法第十八条第二号に規定する企業化開発に関する事項 三　機構法第十八条第三号に規定する成果の普及及び成果の活用の促進に関する事項